

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

改 正	後	現 行	備 考
1. 関係書類	1. 関係書類	1. 海洋汚染等防止証書	海洋汚染等防止証書の条件欄の記載
1.2 海洋汚染等防止証書 1.2.8 「条件」の欄には、法第19条の37第8項の規定により付した必要な条件を次の例により記載すること。 この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合は、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して海洋汚染等防止証書に添付すること。	1.2 「条件」の欄には、法第19条の37第8項の規定により付した必要な条件を次の例により記載すること。 この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合は、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して海洋汚染等防止証書に添付すること。	1.2.8 「条件」の欄には、法第19条の37第8項の規定により付した必要な条件を次の例により記載すること。 この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合は、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して海洋汚染等防止証書に添付すること。	海洋汚染等防止証書の条件欄の記載
(4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書 (新設)	(4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書 (新設)	(4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書 (新設)	海城において使用される燃料油中の硫黄分濃度の上限が現行3.5%であるところ、2020年1月1日以降は0.5%へ規制強化される。
1. 設置した硫黄酸化物放出低減装置を船舶に設置している場合 〔法第19条の21の基準適合燃料油以外の燃料油は、次のいずれにも該当するとき以外の使用を禁止する。〕 1. 設置した硫黄酸化物放出低減装置を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第43条の2第2項の手引書に従って使用するとき 2. 使用する燃料油が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第11条の11の基準に適合するものであるとき」			
(例2) 船舶発生油等の焼却のために用いられる焼却設備を2000年1月1日から2005年5月18日までに設置し、当該設備が船舶発生油等焼却設備の技術上の基準に適合しない場合 「本邦の排他的経済水域を超える海域を航行することを禁止する。」	(例2) 船舶発生油等の焼却のために用いられる焼却設備を2000年1月1日から2005年5月18日までに設置し、当該設備が船舶発生油等焼却設備の技術上の基準に適合しない場合 「本邦の排他の経済水域を超える海域を航行することを禁止する。」	(例2) 船舶発生油等の焼却のために用いられる焼却設備を2000年1月1日から2005年5月18日までに設置し、当該設備が船舶発生油等焼却設備の技術上の基準に適合しない場合 「本邦の排他の経済水域を超える海域を航行することを禁止する。」	1.5 国際海洋汚染等防止証書 1.5.6 國際大気汚染防止証書(IAPP証書) 国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。
		1.5 国際海洋汚染等防止証書 1.5.6 國際大気汚染防止証書(IAPP証書) 国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。	硫黄酸化物放出低減装置を初めて搭載し

<p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(ナ) 2.6 同等物の欄については、硫黄酸化物低減装置を使用する場合には、「装置又は設備」の欄に例えば主機、補機及びボイラ Main Engine Aux. Engine and Boiler と、「使用されている同等物」の欄に硫黄酸化物低減装置 EGCS と記載し、「承認番号」の欄に硫黄酸化物放出低減装置を記載する。 ただし、(イ)後段の条約附属書 VI 第 2 規則 9 による燃料油の規定のとおり、LNG を含むガスについては、代替燃料油ではなく燃料油に該当することから本欄に記入しないこと。</p>	<p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(ナ) 2.6 同等物の欄については、硫黄酸化物低減装置を使用する場合には、「装置又は設備」の欄に例えば主機、補機及びボイラ Main Engine Aux. Engine and Boiler と、「使用されている同等物」の欄に硫黄酸化物低減装置 EGCS と記載し、「承認番号」の欄に硫黄酸化物放出低減装置を記載する。当該装置(スキーム A による低減量確認を受けたもの)にあっては硫黄酸化物放出低減装置及び硫黄酸化物放出低減装置取扱引書の承認番号を記載すること(スキーム B による検査を受けても)にあつては記入を要しない)。</p> <p>なお、(ツ)後段の条約附属書 VI 第 2 規則 9 による燃料油の規定のとおり、LNG を含むガスについては、代替燃料油ではなく燃料油に該当することから本欄に記入しないこと。</p>
<p>1.10 試験等の承認証</p> <p>次に掲げる有害水バラストの排出による海洋の汚染又は窒素酸化物若しくは硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査に係る承認証の交付については、以下のとおり取り扱うこと。なお、交付に当たっては、検査心得 II 附属書 (3) 又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則心得附属書 (1) 若しくは附属書 (2) を参照し、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 法第 19 条の 21 第 5 項の規定に基づく、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のための船舶における燃料油の使用に係る承認証</p> <p>(イ) 「試験、研究又は調査の目的」の欄は、以下の例により記載すること。</p> <p>(例 1) 硫黄酸化物放出低減装置の性能試験 (例 2) 硫黄酸化物放出低減装置の試運転</p> <p>(ロ) 「基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度」の欄は、使用予定</p>	<p>承認証の記載 要領</p> <p>次に掲げる有害水バラストの排出による海洋の汚染又は窒素酸化物若しくは硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査に係る承認証の交付については、以下のとおり取り扱うこと。なお、交付に当たっては、検査心得 II 附属書 (3) 又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則心得附属書 (1) 若しくは附属書 (2) を参照し、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 法第 19 条の 21 第 5 項の規定に基づく、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のための船舶における燃料油の使用に係る承認証</p> <p>(イ) 「試験、研究又は調査の目的」の欄は、以下の例により記載すること。</p> <p>(例) 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止</p> <p>(ロ) 「基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度」の欄は、使用予定</p>

の基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度を以下の一例により記載すること。

(例) 「重量百分率〇〇%以下」

(ハ) 「試験、研究又は調査の方法」の欄は、以下の例により記載すること。

(例) 「重量百分率〇〇%以下」

(例 1) 硫黄酸化物放出低減装置の開発に関する研究

(例 2) 原動機の改造に伴う硫黄酸化物放出量変化の計測に関する試験

(例 3) 原動機の各種運転状態に応じた硫黄酸化物削減性能を計測する

(例 4) 硫黄酸化物放出低減装置が航行中に適切に動作することを検証する

(二) 「条件」の欄は、以下のように記載すること。この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合には、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して承認証に添付すること。

① 陸上における試験、研究又は調査の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する理由のある場合の承認証

(a) 承認証の有効期間が 5 年の場合  
硫黄酸化物放出低減装置を用いる試験(若しくは研究又は調査)中以外における基準に適合しない燃料油の使用は禁止する

承認証の交付日から起算して、21 月を経過する日から 39 月を経過するまでの間(国際航海に從事する船舶にあっては、第 1 種中間検

の基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度を以下の一例により記載すること。「重量百分率〇〇%以下」

(ハ) 「試験、研究又は調査の方法」の欄は、以下の例により記載すること。

(例) 「重量百分率〇〇%以下」

(例 1) 硫黄酸化物放出低減装置の開発に関する研究

(例 2) 原動機の改造に伴う硫黄酸化物放出量変化の計測に関する試験

(例 3) 原動機の運転方法の変更に伴う硫黄酸化物放出量変化の計測に関する試験

(例 4) 硫黄酸化物放出低減装置の設置に伴う硫黄酸化物放出量変化の計測に関する試験

(二) 「条件」の欄は、以下のように記載すること。この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合には、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して承認証に添付すること。

(新設)  
スクラバー試運転の場合は、運転条件を分けるため枝番号を追加

① 承認証の有効期間が 5 年の場合  
試験(若しくは研究又は調査)以外のための基準に適合しない燃料油の使用は禁止する

承認証の交付日から起算して、21 月を経過する日から 39 月を経過するまでの間(国際航海に從事する船舶にあっては、第 1 種中間検

<p>査の時期)に試験(若しくは研究又は調査)に係る進捗状況について報告すること。</p> <p>基準に適合しない燃料油の使用は以下に掲げる燃料油燃焼装置に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 右舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)</li> <li>(2) 左舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)</li> </ul> <p>試験(若しくは研究又は調査)の実施に關し、關係監督官庁からの指示がある場合は、当該指示に従うこと。</p> <p>(b) 承認証の有効期間が 18 月の場合 硫黄酸化物放出低減装置を用いる試験(若しくは研究又は調査)中以外における基準に適合しない燃料油の使用は禁止する</p> <p>基準に適合しない燃料油の使用は以下に掲げる燃料油燃焼装置に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1号発電機駆動用補機(○製作所、HI-HITYPE002)</li> <li>(2) 2号発電機駆動用補機(○製作所、HI-HITYPE002)</li> </ul> <p>試験(若しくは研究又は調査)の実施に關し、關係監督官庁からの指示がある場合は、当該指示に従うこと。</p> <p>② 法第 19 条の 21 第 2 項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試運転を行う場合の承認証</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置の試運転(その準備及び調整を含む。)中のみ基準に適合しない燃料油の使用を認めること。</p>	<p>時期)に試験(若しくは研究又は調査)に係る進捗状況について地方運輸局長による確認を受けなければならない。</p> <p>試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する原動機は、以下に掲げるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 右舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)</li> <li>(2) 左舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)</li> </ul> <p>試験(若しくは研究又は調査)の実施に關し、地方運輸局長からの指示がある場合は、当該指示に従わなければならぬ。</p> <p>② 承認証の有効期間が 18 月の場合 試験(若しくは研究又は調査)以外のための基準に適合しない燃料油の使用は禁止する</p> <p>試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する原動機は、以下に掲げるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1号発電機駆動用補機(○製作所、HI-HITYPE002)</li> <li>(2) 2号発電機駆動用補機(○製作所、HI-HITYPE002)</li> </ul> <p>試験(若しくは研究又は調査)の実施に關し、地方運輸局長からの指示がある場合は、当該指示に従わなければならぬ。</p> <p>(新設)</p> <p>スクラバー試運転の場合の記載例を追加</p>
--	--

- (1) 右舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)
- (2) 左舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001)
- (3) 油だきボイラ(○製作所、HI-HITYPE003)

試験の実施に關し、関係監督官庁からの指示がある場合は、当該指示に従うこと。

(ホ) 「有効期間」の欄は、以下のように記載すること。

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則検査心得附属書 [2] I.3. (1)に掲げる有効期間が 18 ヶ月の承認証にあつては、交付日から起算して 18 カ月後、5 年の承認証にあつては、交付日から起算して 5 年後の応当日の前日の年月日を記載すること。
- ② 同心得附属書 [2] II.3. (1)に掲げる承認証にあつては、承認申請書の「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間を記載することとし、管海官庁が特別の事情があると判断した場合を除き 30 日を超えないこと。ただし、承認を受けようとする船舶に對して臨時海洋汚染等防止証書が交付される場合には、航行中可能な限り硫黄酸化物放出低減装置を作動させることを条件に、当該証書の有効期間として差支えない。

(ヘ) (イ)から(ホ)に掲げる項目以外の項目については、申請書に記載される当該個所の内容を記載すること。また、検査測度課長が指示する場合にあつては、当該指示によることとする。

(ト) 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の進捗状況について確認を実施した場合は、当該承認証の裏面に次の例により記載すること。

- (例)  
試験(若しくは研究又は調査)の進捗状況について確認を実施した。  
平成 年 月 日

(ホ) 「有効期間」の欄は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則検査心得附属書 [2] 3. (1)に掲げる有効期間が 18 ヶ月の承認証にあつては、交付日から起算して 18 カ月後、5 年の承認証にあつては、交付日から起算して 5 年後の応当日の前日の年月日を記載すること。

スクラバー試運転の場合の運転条件欄の記載例を追加

(ホ) 「有効期間」の欄は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則検査心得附属書 [2] 3. (1)に掲げる有効期間が 18 ヶ月の承認証にあつては、交付日から起算して 18 カ月後、5 年の承認証にあつては、交付日から起算して 5 年後の応当日の前日の年月日を記載すること。

(ト) 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の進捗状況について確認を実施した場合は、当該承認証の裏面に次の例により記載すること。

- (例)  
試験(若しくは研究又は調査)の進捗状況について確認を実施した。  
平成 年 月 日

<p>地方運輸局長 印</p> <p>(チ) 承認証の有効期間を延長した場合は、当該承認証の裏面に次の例により記載すること。</p> <p>(例)</p> <p>この承認証の有効期間を平成 年 月 日まで延長する。</p> <p>平成 年 月 日 地方運輸局長 印</p> <p>(リ) 承認証の英訳書については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>承認証の英訳書の交付依頼があった場合は、地方運輸局長は、別紙30の様式による英訳書を交付して差し支えない。</p> <p>この場合において、当該英訳書の交付手数料は、法的根拠がないので徴収しないこと。</p> <p>また、「地方運輸局長」の欄及びCOUNTERSIGNEDの欄は、1.2.13に準じて記載すること。</p> <p>なお、承認証の英訳書の記載例については、別紙31①及び②によること。</p>	<p>地方運輸局長 印</p> <p>(チ) 承認証の有効期間を延長した場合は、当該承認証の裏面に次の例により記載すること。</p> <p>(例)</p> <p>この承認証の有効期間を平成 年 月 日まで延長する。</p> <p>平成 年 月 日 地方運輸局長 印</p> <p>英訳書の取扱いを追加</p> <p>(新設)</p> <p>(リ) 承認証の英訳書については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>承認証の英訳書の交付依頼があった場合は、地方運輸局長は、別紙30の様式による英訳書を交付して差し支えない。</p> <p>この場合において、当該英訳書の交付手数料は、法的根拠がないので徴収しないこと。</p> <p>また、「地方運輸局長」の欄及びCOUNTERSIGNEDの欄は、1.2.13に準じて記載すること。</p> <p>なお、承認証の英訳書の記載例については、別紙31①及び②によること。</p>
<p>5. 報告書</p> <p>5.1 検査等実績及び手数料納付額の確認</p> <p>下記の(1)から(4)までの検査等実績及び手数料納付額については、船舶検査等情報管理システムの入力データの正確性を確保するため、各地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)及び各運輸支局(海事事務所及び運輸事務所を含む。)において、毎月15日までに前月の検査等実績及び手数料納付額について、船舶検査等情報管理システムから出力した数値と実際の申請件数及び手数料納付額を比較することとする。比較した結果が異なる</p>	<p>5. 報告書</p> <p>5.1 検査等実績及び手数料納付額の確認</p> <p>下記の(1)から(4)までの検査等実績及び手数料納付額については、船舶検査等情報管理システムの入力データの正確性を確保するため、各地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)及び各運輸支局(海事事務所及び運輸事務所を含む。)において、毎月15日までに前月の検査等実績及び手数料納付額について、船舶検査等情報管理システムから出力した数値と実際の申請件数及び手数料納付額を比較することとする。比較した結果が異なる</p>

つている場合には、船舶検査等情報管理システムの入力データを見直す等適切に処理すること。

- (1) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査実績並びに手数料収入報告書(第4号様式)
- (2) 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査実績及び手数料収入報告書(その1)(第5号様式)
- (3) 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査実績及び手数料収入報告書(その2)(第5号様式)
- (4) 海洋汚染等防止証書等交付等実績及び手数料収入報告書(第6号様式)

#### 5.2 硫黄酸化物放出低減装置の設置の報告

船舶に設置された硫黄酸化物放出低減装置の初回の検査において当該硫黄酸化物放出低減装置が技術基準省令第43条の2の技術上の基準に適合することを新たに確認し、当該船舶に海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該硫黄酸化物放出低減装置に係る下記の(1)から(7)までの事項を、海事局・環境政策課環境専外室担当者宛に電子メールにより連絡すること。

- (1) 設置した船舶の国際海事機関船舶識別番号
- (2) 設置した船舶の海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書の交付日
- (3) 製造者名
- (4) 型式
- (5) 硫黄酸化物放出低減装置を使用する燃料(油然然然装置の種類(主機・補機・ボイラ等))
- (6) スキームA・スキームBの別
- (7) オープンループ方式・クローズドループ方式・ハイブリッドループ

つている場合には、船舶検査等情報管理システムの入力データを見直す等適切に処理すること。

- (1) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査実績並びに手数料収入報告書(第4号様式)
- (2) 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査実績及び手数料収入報告書(その1)(第5号様式)
- (3) 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査実績及び手数料収入報告書(その2)(第5号様式)
- (4) 海洋汚染等防止証書等交付等実績及び手数料収入報告書(第6号様式)

(新設)

硫黄酸化物放出低減装置を設置する等により  
MARPOL73/78  
条約附属書VI  
の要求するもの代替物として主管航行に認められた船舶  
については、当該主管航行から国際海事機関による通知が  
条約により義務付けられておりこのもの。  
国際海事機関への通知につ

方式の別	なお、船級船にあつては、上記の連絡と併せて船級協会から提出された硫黄酸化物放出低減装置の検査に係る鑑定書の写しの電子データを海事局海洋・環境政策課環境涉外室担当者宛に電子メールにより送付すること。
	いわば本省にて対応。

(別紙 29) ①陸上における試験、研究又は調査の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合の承認証記載例

承認証		承認番号	第2号	
		承認年月日	平成32年8月1日	
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		国土交通海運株式会社 東京都千代田区霞が関 2-1-1 代表取締役 海運 太郎		
試験、研究又は調査の目的		硫黄酸化物放出低減装置の性能試験		
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度		重量百分率 3.5%以下		
使用船舶の概要	船名	第六六まるばる丸	船舶所有者	国土交通海運株式会社
	船舶番号	123458	用途	油タンカー
	船籍港又は定係港	東京	総トン数	799トン
試験、研究又は調査の方法		原動機の各種運転状態に応じた硫黄酸化物削減性能を計測する		
条件		硫黄酸化物放出低減装置を用いる試験中以外における基準に適合しない燃料油の使用は禁止する。 承認証の交付日から起算して、21カ月を経過する日から39カ月を経過する日までの間に試験に係る進捗状況について報告すること。  基準に適合しない燃料油の使用は以下に掲げる燃料油燃焼装置に限る。 (1) 右舷主機関(○製作所、HI-HITYPE001) (2) 左舷主機関(○製作所、HI-HITYPE002)  試験の実施に関し、関係監督官庁からの指示がある場合は、当該指示に従うこと。		
有効期間		平成37年7月31日まで		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の4第1項の規定により、交付する。				
平成32年8月1日				
関東運輸局長 甲野 一郎 				

(別紙 29) ②法第19条の21第2項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試運転を行う場合の承認証記載例

承 認 証		承 認 番 号	第 3 号	
		承 認 年 月 日	平成 32 年 8 月 1 日	
承認を受けた者の 氏名又は名称及び 住所並びに法人に あつてはその代表 者の氏名		国土交通海運株式会社 東京都千代田区霞が関 2-1-1 代表取締役 海運 太郎		
試験、研究又は調査 の目的		硫黄酸化物放出低減装置の試運転		
基準適合燃料油以 外の燃料油の硫黄 分の濃度		重量百分率 3.5%以下		
使 用 船 舶 の 概 要	船 名	第六七まるぽる丸	船 舶 所 有 者	国土交通海運株式 会社
	船 舶 番 号	123459	用 途	油タンカー
	船 籍 港 又 は 定 係 港	東京	総 ト ン 数	7000 トン
試験、研究又は調査 の方法		硫黄酸化物放出低減装置が航行中に適切に動作することを検証する		
条 件		硫黄酸化物放出低減装置の試運転(その準備及び調整を含む。) 中のみ基準に適合しない燃料油の使用を認める。 基準に適合しない燃料油の使用は以下に掲げる燃料油燃焼装置に 限る。 (1) 右舷 主機関(○製作所、HI-HITYPE001) (2) 左舷 主機関(○製作所、HI-HITYPE002) (3) 油だきボイラ (○製作所、HI-HITYPE003) 試験の実施に関し、関係監督官庁からの指示がある場合は、当 該指示に従うこと。		
有 効 期 間		平成32年9月1日から平成32年9月30日まで		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 17 の 6 の 4 第 1 項の規定により、交付する。				
平成 32 年 8 月 1 日				
関東運輸局長 甲野 一郎 <span style="float: right;">印</span>				

(別紙 30)

DOCUMENT OF APPROVAL FOR USE OF NONCOMPLIANT FUEL OIL		Certificate No.	
English Translation		Date of Approval	
Name and address of approved person			
Purpose of test, research or investigation			
Limit of sulphur content of fuel oil		% m/m	
Outline of ship to be used	Name of Ship		Owner
	Distinctive Number		Service of Ship
	Port of Registry		Gross Tonnage
Method of test, research or investigation			
Conditions			
Term of Validity		Until	
Issued under the provisions of paragraph 1, Article 12-17-6-4 of the Enforcement Regulations of the Law Relating the Prevention of Marine Pollution, Air Pollution and Maritime Disaster.			
Date : _____ (承認証発給日)			
(承認証発給者 氏名)			
(承認証発給管海官庁)			

Place :

Date :

COUNTERSIGNED :

Principal Ship Inspector( )

(別紙 31) ①陸上における試験、研究又は調査の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合の承認証記載例（英訳）

DOCUMENT OF APPROVAL FOR USE OF NON-COMPLIANT FUEL OIL		Approval No.	No. 2
English Translation		Date of Approval	1 August 2020
Name and address of approved person	Kaiun Taro, KOKUDOKOUTUKAIUN Corporation 2-1-1, Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo		
Purpose of test, research or investigation	Performance test of the SOx Exhaust Gas Cleaning System (EGCS)		
Limit of sulphur content of fuel oil	3.5 % m/m		
Outline of ship to be used	Name of Ship	MARPOLMARU NO. 66	Owner
	Distinctive Number	123458	Service of Ship
	Port of Registry	TOKYO	Gross Tonnage
Method of test, research or investigation	Measure performance of the SOx emissions reduction by the EGCS according to various engine operation modes		
Conditions	Except for during the test using the EGCS, the usage of non-compliant fuel oil is prohibited. Progress shall be reported on or after the date 21 months after the approval but no later than 39 months after the approval. Non-compliant fuel oil shall not be used for the fuel oil combustion machineries other than the followings: (1) Right main engine (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE001) (2) Left main engine (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE002) (3) Boiler (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE003) The test should be conducted in accordance with instructions given by relevant authorities, if any.		
Term of Validity	Until 31 July 2025		
Issued under the provisions of paragraph 1, Article 12-17-6-4 of the Enforcement Regulations of the Law Relating the Prevention of Marine Pollution, Air Pollution and Maritime Disaster.			
Date : <u>1 August 2020</u>		Ichiro Kono Director of Kanto Distinct Transport Breau	

Place :

Date :

COUNTERSIGNED :

Principal Ship Inspector ( )

(別紙 31) ②陸上における試験、研究又は調査の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合の承認証記載例（英訳）

DOCUMENT OF APPROVAL FOR USE OF NON-COMPLIANT FUEL OIL		Approval No.	No. 3
English Translation		Date of Approval	1 August 2020
Name and address of approved person	Kaiun Taro, KOKUDOKOUTUKAIUN Corporation 2-1-1, Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo		
Purpose of test, research or investigation	Commissioning test of the SOx Exhaust Gas Cleaning System (EGCS)		
Limit of sulphur content of fuel oil	3.5 % m/m		
Outline of ship to be used	Name of Ship	MARPOLMARU NO. 67	Owner
	Distinctive Number	123459	Service of Ship
	Port of Registry	TOKYO	Gross Tonnage
Method of test, research or investigation	Examine whether the SOx EGCS operates appropriately during navigation		
Conditions	Non-compliant fuel oil may only be used during the commissioning test, including its preparations and adjustments, of the EGCS. Non-compliant fuel oil shall not be used for the fuel oil combustion machineries other than the followings: (1) Right main engine (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE001) (2) Left main engine (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE002) (3) Boiler (O.CO.,LTD.,HI-HITYPE003) The test should be conducted in accordance with instructions given by relevant authorities, if any.		
Term of Validity	From 1 September 2020 to 30 September 2020		
Issued under the provisions of paragraph 1, Article 12-17-6-4 of the Enforcement Regulations of the Law Relating the Prevention of Marine Pollution, Air Pollution and Maritime Disaster.			
Date : <u>1 August 2020</u>		Ichiro Kono Director of Kanto Distinct Transport Bureau	

Place :

Date :

COUNTERSIGNED :

Principal Ship Inspector( )

